

事 務 連 絡
平成31年 1月18日

事 業 者 各 位

沖縄総合事務局運輸部
首席運航労務監理官

海上交通における飲酒による当直の禁止の徹底について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当局の海事行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、旅客船において、責任のある船員が酒気帯びが疑われる状態で当直につき、この間に棧橋に衝突する事故が発生しました。

飲酒した状態での当直、操船等業務の実施が航行の安全にとり危険であることは論を持たないところであり、下記につきまして、貴社の船員に対して周知徹底等をお願いいたします。

記

船員法等関係法令に基づき、呼気1リットル中のアルコール濃度0.15mg以上の状態における当直の禁止を厳守すること。このため、アルコール検知器を備えている船舶については、当直前に検知器を用いて確認すること。